

台風により損害が発生した場合

お客様

大同WiL少短
代理店(不動産会社)

事故発生

(1)事故の連絡

事故受付

被害確認を行い下記資料を受取後、被害金額を算出します。

(2) 現場の保存

損害状況が確認できる資料(写真)があれば、修復作業を行っても問題ありません。被害物が強風により飛散し確認できない場合は、その旨報告をお願いします。

(3) 後片付け

後片付けは清掃業者へ連絡してください。火災保険では業者手配による被害物の後片付けに対して、「**残存物取片づけ費用**」をお支払いできる場合があります。

(4) 修理・再築の手配

ガラスやベランダの修復など業者への連絡が必要です。罹災時に連絡先を紛失する事も多いため事前に携帯へ登録しておくとう便利です。

(5) 保険金請求資料の提出

お支払額につきましては、業者の修理見積書または修理費請求書などをもとに算出させていただきます。なお、事故状況等により必要となる書類が変更となる場合もございます。

(6) 仮住まいの手配

損害状況によっては仮住まいの手配が必要です。不動産会社も携帯登録しておくとう便利です。**罹災時転居費用**でお支払いできる場合があります。

※家主へ賠償

火災などにより賃貸アパートやマンションなどの借家に損害を与えた場合、借家人は家主に対して建物を元通りにする義務があります。賃貸契約上、借家に損害を与えた場合、債務不履行による損害賠償の責任(借家人賠償責任)が生じます。

(7) 保険金のお受取

(8) 減免の申請

災害で損害を受けた場合には、税金面での救済措置があります。詳細については、最寄りの税務署もしくは、税理士等の専門家にご相談ください。

資料請求

資料受取

必要資料	作成者
修理見積書	修理業者
損害写真	ご契約者・代理店
振込口座 (兼保険金請求書)	ご契約者

損害確認と保険金算出

資料を基にお支払いする金額を算出します。必要に応じて事故原因や損害内容等について調査を行います。

保険金支払い

